平成２５年（フ）第２９４号
徳島県阿南市宝田町川原113番地７
破産者　吉田　直史
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
北海道小樽市稲穂５丁目３番５号
破産者　永井　和枝
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第９号
岩手県九戸郡野田村大字野田第26地割19番地の１
破産者　中野　慶作
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第３１号
岩手県二戸市下斗米字十文字57番地８、前住所岩手県二戸市金田一字長川45番地７
破産者　髙橋　優樹
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市金山字金山34番地
破産者　マルサ林業こと　小川　　功
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１７号
秋田県横手市梅の木町７番28号
破産者　堀江　重雄
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１７２９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町328番地　富士見橋荘101号
破産者　曾我　敏洋
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９５号
神奈川県鎌倉市梶原１丁目７番10号　コーポラス石井105
破産者　榎本　琴子
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９２号
神奈川県大和市つきみ野５丁目３番地　市営つきみ野住宅１―203
破産者　鰹屋　靖子（旧姓端山）
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５６号
福井市春日３丁目1408　リトルウイングＡ棟205号室、住民票上の住所福井市大森町第64号11番地３
破産者　齊藤　克彦
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
福井市日光２丁目13番３号
破産者　大島　英樹
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
福井市寺前町第２号１番地１
破産者　浅井　順子
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
福井県越前市池ノ上町第67号１番地
破産者　塚原　邦彦
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
岐阜市茜部菱野２丁目109番地　（茜部服部ビル２Ｆ南）
破産者　栗本プレスこと　栗本　幸富
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８０号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里１丁目60番地の１　さんこーぽ八代Ⅱ　205号
破産者　影山　香織
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２４３号
広島県府中市府中町130番地７
破産者　武田畳店こと　安原　正人
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４６号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目24番12号
破産者　山本　崇介
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９０号
北九州市小倉南区長行西５丁目２番18号
破産者　乙木　　啓
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部